

生駒市規則第29号

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成26年10月生駒市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の基準)

第3条 自己啓発等休業の承認の基準は、自己啓発等休業の承認の申請に係る期間の末日の翌日から原則として5年以上の在職期間が見込まれ、かつ、職務復帰後に継続して勤務する意思があることとし、当該申請に係る期間について、当該申請をした職員の業務の内容、業務量、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることの難易等を総合的に踏まえて判断するものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第4条 条例第6条の申請は、自己啓発等休業承認申請書（様式第1号）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第5条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（報告）

第6条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況等報告書（様式第2号）により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

（職務復帰）

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第8条 条例第10条の規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）第12条に規定する昇給日とする。

（施行の細目）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成26年11月30日までの間に自己啓発等休業をしようとする職員に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「1

月前までに」とあるのは「前日までに」とする。

自己啓発等休業承認申請書

申請年月日	年	月	日
(任命権者) 殿			
申請者		所属	
		職・氏名	⑩
自己啓発等休業 次のとおり 期間の延長 の承認を申請します。			

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）		
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()
		課程(履修年限)	()
		履修期間	年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織	
活動国・地域			活動分野
活動期間		国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで
3 申請期間	年	月	日から 年 月 日まで
4 延長の時間	年	月	日から 年 月 日まで
	既に自己啓発等休業 をしている期間	年	月 日から 年 月 日まで
5 備考			

(自己啓発等休業承認申請書の裏面)

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間の延長をする場合における当該自己啓発等休業期間の延長の申請をする理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

自己啓発等休業状況等報告書

報告年月日 年 月 日

（任命権者） 殿

報告者 所 属
職・氏名

印

次のとおり自己啓発等休業の状況について報告します。

1 報告しなければならない理由

- 任命権者から求められたため
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたため
- 在学している課程を休学しているため
- 在学している課程を停学にされているため
- 在学している課程の授業を欠席しているため
- 参加している奉仕活動の全部を行っていないため
- 参加している奉仕活動の一部を行っていないため
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じているため

2 自己啓発等休業の状況

- (注) 1 「授業を欠席している」とは1月につき15日以上授業を欠席していることをいい、「奉仕活動の一部を行っていない」とは1月につき15日以上奉仕活動を行っていないことをいう。
- 2 「2 自己啓発等休業の状況」については、任命権者から求められて報告をする場合にあってはその求められた内容について、その他の場合にあっては当該事由が発生するに至った経緯について記載すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。